

第5 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）関係

平成23年4月27日付課法2-5ほか2課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 第17条の5（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（委託研究先への資産の貸与）</p> <p>17の5-3 ……その取得又は製作若しくは建設（以下17の5-3の2において「取得等」という。）をした同項……………</p> <p>（中小企業者であるかどうかの判定）</p> <p><u>17の5-3の2 震災特例法第17条の5第1項の規定の適用上、法人が同項第2号に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定は、開発研究用資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</u></p> <p>（開発研究用資産の償却費）</p> <p>17の5-4 …… ……………措置法第42条の4第8項第10号……………</p>	<p>（委託研究先への資産の貸与）</p> <p>17の5-3 ……その取得又は製作若しくは建設をした同項……………</p> <p>（新設）</p> <p>（開発研究用資産の償却費）</p> <p>17の5-4 …… ……………措置法第42条の4第8項第9号……………</p>

二 第18条（被災代替資産等の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（中小企業者であるかどうかの判定）</p> <p>18-10 <u>震災特例法第18条第1項の規定の適用上、法人が同項に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定は、同項に規定する被災代替資産等の取得等を</u></p>	<p>（中小企業者であるかどうかの<u>判定の時期</u>）</p> <p>18-10 法人が、<u>震災特例法第18条第1項に規定する「中小企業者」に該当する法人であるかどうかは、同項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び</u></p>

した日及び事業の用に供した日の <u>現況によるものとする。</u>	事業の用に供した日の <u>現況によって判定するものとする。</u>
------------------------------------	------------------------------------

### 三 第 18 条の 2 ((被災者向け優良賃貸住宅の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(特定都市再生建築物に被災者向け優良賃貸住宅が含まれる場合) 18 の 2-4 の 3 …………… <u>特定都市再生建築物</u> ……………	(特定都市再生建築物等に被災者向け優良賃貸住宅が含まれる場合) 18 の 2-4 の 3 …………… <u>特定都市再生建築物等</u> ……………

### 四 第 18 条の 8 ((福島再開投資等準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</u>
(適格合併等により引継ぎを受けた福島再開投資等準備金の均分取崩し) <u>18 の 8-1</u> ……………	<u>18 の 8-1 震災特例法令第 18 条の 7 第 2 項第 1 号の機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物で一の設備を構成するものの取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうかを判定する場合において、その一の設備を構成するもののうちに震災特例法、法人税法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u> <u>同項第 2 号の機械及び装置で、一の設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円を超えるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</u>
(再投資等準備金の取扱いの準用) <u>18 の 8-2</u> ……………	(適格合併等により引継ぎを受けた福島再開投資等準備金の均分取崩し) <u>18 の 8-2</u> ……………
(再投資等準備金の取扱いの準用) <u>18 の 8-2</u> ……………	(再投資等準備金の取扱いの準用) <u>18 の 8-3</u> ……………

五 第 25 条の 5 ((復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(委託研究先への資産の貸与)</p> <p>25 の 5-3 ……その取得又は製作若しくは建設 <u>(以下 25 の 5-3 の 2 において「取得等」という。)</u> をした開発研究用資産……………</p> <p>(中小連結法人であるかどうかの判定)</p> <p><u>25 の 5-3 の 2 震災特例法第 25 条の 5 第 1 項の規定の適用上、連結法人が同項第 2 号に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定は、開発研究用資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</u></p> <p>(開発研究用資産の償却費)</p> <p>25 の 5-4 …… ……………<u>措置法第 68 条の 9 第 8 項第 8 号</u>……………</p>	<p>(委託研究先への資産の貸与)</p> <p>25 の 5-3 ……その取得又は製作若しくは建設をした開発研究用資産……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(開発研究用資産の償却費)</p> <p>25 の 5-4 …… ……………<u>措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号</u>……………</p>

六 第 26 条 ((連結法人の被災代替資産等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小連結法人であるかどうかの判定)</p> <p>26-10 <u>震災特例法第 26 条第 1 項の規定の適用上、連結法人が同項に規定する中小連結法人に該当するかどうかの判定は、同項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。</u></p>	<p>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>26-10 連結法人が、<u>震災特例法第 26 条第 1 項に規定する「中小連結法人」に該当する連結法人であるかどうかは、同項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p>

七 第 26 条の 2 ((連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(特定都市再生建築物に被災者向け優良賃貸住宅が含まれる場合)</p> <p>26 の 2-4 の 3 ……………<u>特定都市再生建築物</u>……………</p>	<p>(特定都市再生建築物等に被災者向け優良賃貸住宅が含まれる場合)</p> <p>26 の 2-4 の 3 ……………<u>特定都市再生建築物等</u>……………</p>

八 第 26 条の 8 ((連結法人の福島再開投資等準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた福島再開投資等準備金の均分取崩し)</p> <p><u>26 の 8-2</u> ……………</p> <p>(再投資等準備金の取扱いの準用)</p> <p><u>26 の 8-3</u> ……………</p>	<p><u>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</u></p> <p><u>26 の 8-2</u> <u>震災特例法令第 23 条の 7 第 2 項第 1 号の機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物で一の設備を構成するものの取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるかどうかを判定する場合において、その一の設備を構成するもののうちに震災特例法、法人税法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p><u>同項第 2 号の機械及び装置で、一の設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円を超えるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</u></p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた福島再開投資等準備金の均分取崩し)</p> <p><u>26 の 8-3</u> ……………</p> <p>(再投資等準備金の取扱いの準用)</p> <p><u>26 の 8-4</u> ……………</p>

## 九 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成31年政令第106号)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成31年財務省令第19号)をいう。)</u>による改正前の震災特例法、震災特例法令及び震災特例法規則の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達(法人税編)の取扱いの例による。</p>	<p>(新 設)</p>